

事務局だより

平成22年度会費(1,200円)の未納の方は納入をお願いします

社団法人であるシルバー人材センターは会費を納入する会員で構成される法人です。会員が納める会費は発注者から納入される事務費と共にシルバー人材センターの事業運営に欠かせない重要な財源のひとつです。正会員は毎年5月末までにその年度の会費を事務局に納付することと定められています。未納の方は早急に納入をお願いします。

メールアドレスの登録をお願いします

センターからの就業依頼を会員に連絡する手段として、電話以外に携帯電話やパソコンのメールアドレス、FAX宛てに連絡をし、不在の際の連絡の未達を防いでいます。

つきましては、メールアドレス、FAXをお持ちでセンターにお届けでない会員は、登録をお願いします。

連絡方法は「メールアドレスまたはFAXの連絡」として会員氏名、会員番号を明記の上、下記へ送信して下さい。

メール seika@sjc.ne.jp

F A X 0774-98-0670

いずれも

「精華町シルバー人材センター山本宛」

センターへの電話はフルネームで

現在センター会員にはたくさんの同姓の方がおられます。センターへ電話を下される場合は必ず会員名をフルネームで告げた後、話を始めるようにして下さい。

同姓による事務取り違いを防止するためご協力をお願いします。

就業相談会について

奇数月に1回、就業相談会を実施しています。希望職種と就業実態とのミスマッチの解消のために、希望される職種等を再度お聞きして今後の就業に役立てようというものです。事前申込は不要ですのでいつでもぜひお立ち寄りください。実施日時は本誌「行事予定」に掲載しています。

担当 尾本

配分金の確定申告について

センターから受け取られた配分金等は、税法上は、雑所得として取り扱われ、次に該当するような場合は確定申告の必要がありますので、自主的に申告して下さい。

1. 配分金収入のみの会員

103万円を超える配分金収入がある場合

2. 配分金収入の他に年金収入がある会員

(年間配分金－配分金控除65万円) + (公的年金等－公的年金等控除「下表参照」)

－基礎控除38万円－その他所得控除「扶養など」=課税対象所得額がある場合

(注1) 公的年金等の控除額は次のとおり。

65歳未満会員 (昭和21年1月2日以降生まれ)		65歳以上会員 (昭和21年1月1日以前生まれ)	
公的年金等の収入額	公的年金等の控除額	公的年金等の収入額	公的年金等の控除額
130万円未満	70万円	330万円未満	120万円
130万円以上410万円未満	年金収入×25%+37.5万円	330万円以上410万円未満	年金収入×25%+37.5万円
410万円以上770万円未満	年金収入×15%+78.5万円	410万円以上770万円未満	年金収入×15%+78.5万円
770万円以上	年金収入×5%+155.5万円	770万円以上	年金収入×5%+155.5万円

(注2) 確定申告についての詳しいことは最寄の税務署にお問い合わせください。